

# **鳥取県広域住民避難計画**

## **(島根原子力発電所事故対応)**

平成26年3月  
鳥 取 県

## 策定の経過

平成 25 年 3 月 18 日 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）策定

平成 26 年 3 月 26 日 一部修正

# 目 次

## 第1章 総則

1 この計画の目的	1
2 この計画の位置づけ	1
3 この計画の範囲	1
4 この計画の対象	2
5 根拠法冷等	2
6 この計画の改正	2

## 第2章 実施要領

1 状況	
(1) 島根原子力発電所の状況	3
(2) 鳥取県の対応	5
(3) 島根県からの避難住民の受け入れ	9
(4) 情報の伝達と収集	9
2 避難実施の考え方	
(1) 方針	10
(2) 計画の段階区分	10
(3) 防護措置等	11
(4) 防護措置等の実施要領	12
(5) 避難実施	15
(6) 避難の優先	16
(7) 避難誘導	16
(8) 自家用車による避難	16
(9) 公共輸送による避難	17
(10) 自衛隊による避難	19
(11) 要配慮者等の避難	19
(12) 児童生徒等の避難	21
(13) 観光客の避難	21
(14) 大規模計画外避難に対する 緊急対応	22
3 各機関の役割	
(1) 関係機関	24
(2) 県庁の各部局等	26
4 避難の支援方法	
(1) 物資等の供給	29
(2) 輸送	30
(3) 医療の提供	33
(4) 避難所	34
(5) 仮設住宅等	34

(6) 応援、受援	35
(7) 応急教育	36
(8) 安否確認	36
(9) 警備	36
(10) 広報・情報伝達	36
(11) 問い合わせ窓口の開設	37
(12) 損害賠償	38
(13) 会計等	38
(14) 安全管理	38
<b>5 避難実施体制</b>	
(1) 危機管理体制	39
(2) 通信システム	41

# 第1章 総則

## 1 この計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 2 この計画の位置づけ

### (1) 計画の使い方

この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。

このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。

- ・万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を現実の状況に応じて修正して使用する。
- ・実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、その時に必要とされる地域全体を対象とする。
- ・平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。

### (2) 計画の準拠

この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、鳥取県地域防災計画に基づくものであり、この計画に定めなき事項は、これら法令等に準拠する。

### (3) 計画の構成

#### ア 地域防災計画との関係

この計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画された各種防護計画について、広域避難計画として住民避難（広義の避難）に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものである。（いわゆるコンセプト計画）

#### イ 別紙計画との関係

別紙計画は、この計画に基づき、各防護措置（狭義の避難）について個別に計画したものである（いわゆるオペレーション計画）。

### (4) 運用性の確保

この計画は、地域防災計画及びこの計画に基づき各部局等が作成する計画類（別紙計画、マニュアル等）と相まって、計画の運用性と実効性を確保する。

## 3 この計画の範囲

### (1) 時間的範囲

初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。

ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめる。

### (2) 地理的範囲

- ア 鳥取県内全域及び県外の避難先地域を地理的範囲とする。
- イ U P Zは、米子市及び境港市の地域防災計画（原子力災害対策編）で定める地域とする。

### (3) 計画における避難対象者

- ア U P Z内に居住する住民
- イ U P Z内の一時滞在者
  - (ア) 就労者
  - (イ) 就学者
  - (ウ) 病院の入院患者、福祉施設の入所者
  - (エ) 観光客
- ウ U P Z内の通過者
- エ 避難指示が発出された地域の住民等

### (4) 留意事項

計画の範囲は、あくまでも計画作成にあたっての仮定条件であり、運用時にあたっては、実際に避難が必要となった範囲を対象とする。

## 4 この計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

## 5 根拠法令等

### (1) 根拠法令等

- ア 災害対策基本法（災対法）
- イ 原子力災害対策特別措置法（原災法）
- ウ 防災基本計画
- エ 原子力災害対策指針（原災指針）
- オ 災害救助法（災救法）
- カ 緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）
- キ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力災害対策指針補足参考資料）

### (2) 参考とする計画等

- ア 鳥取県地域防災計画
- イ 鳥取県国民保護計画
- ウ 鳥取県庁業務継続計画

## 6 この計画の改正

この計画は、根拠法令等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。

あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練により得られた教訓を反映し効果的なものとする。

## 第2章 実施要領

### 1 状況

- この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。
- この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況に応じてこの計画を修正し、実際の状況に適応させて運用する。

#### (1) 島根原子力発電所の状況

##### ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのU P Z内の住民避難が必要になったと想定とする。（※どういう事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てた計画）

ただし、この計画において、津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件（鳥取県津波対策検討委員会検討結果による）を設定する。

##### イ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、当時の状況の進展とは必ずしも一致しない

事態区分	対 応
警戒事態 (E A L 1)	<ul style="list-style-type: none"><li>島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生した。</li><li>県は、国から情報提供を受けた。</li><li>県は、災害警戒本部を設置した。</li><li>県は、緊急時モニタリングセンターを設置。</li><li>県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施。</li></ul>
施設敷地緊急事態 (E A L 2)	<ul style="list-style-type: none"><li>島根原子力発電所で、警戒事態が施設敷地緊急事態に進展。</li><li>県は、中国電力から「施設敷地緊急事態」の発生の通報と国からの情報提供を受けた。</li><li>県は、災害対策本部を設置した。</li><li>県は、緊急時モニタリングを開始した。</li><li>県は、屋内退避の準備を指示した。</li></ul>
全面緊急事態 (E A L 3)	<ul style="list-style-type: none"><li>島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が全面緊急事態に進展。</li><li>県は、中国電力から「全面緊急事態」の発生の通報と国からの情報提供を受けた。</li><li>内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。</li><li>県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。</li><li>全面緊急事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、避難指示がなされた。</li></ul>

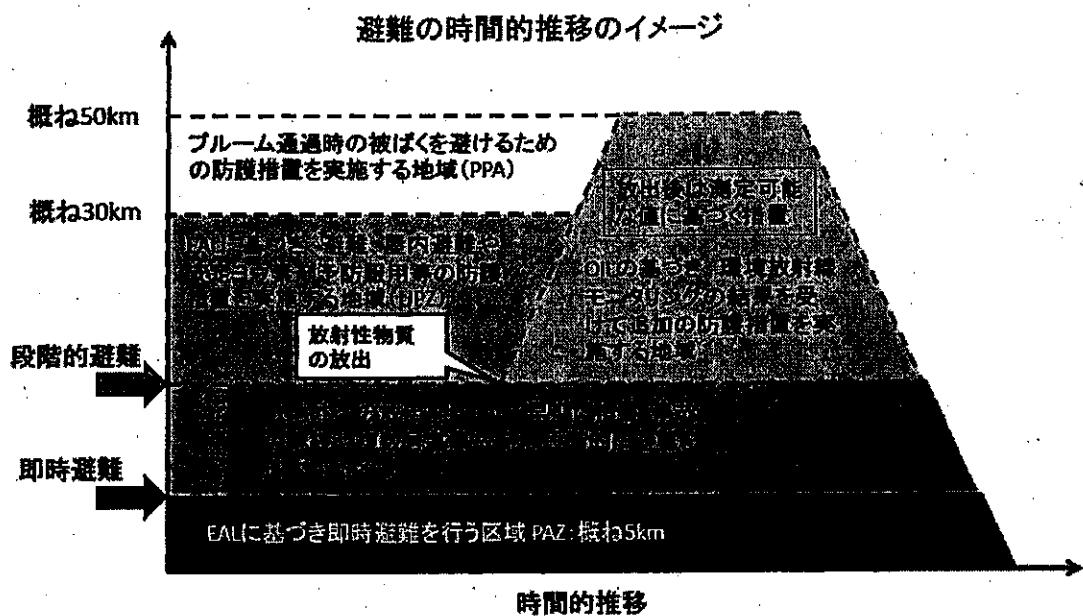
※ 上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル(O I L)の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難指示がなされる。

## ウ 避難

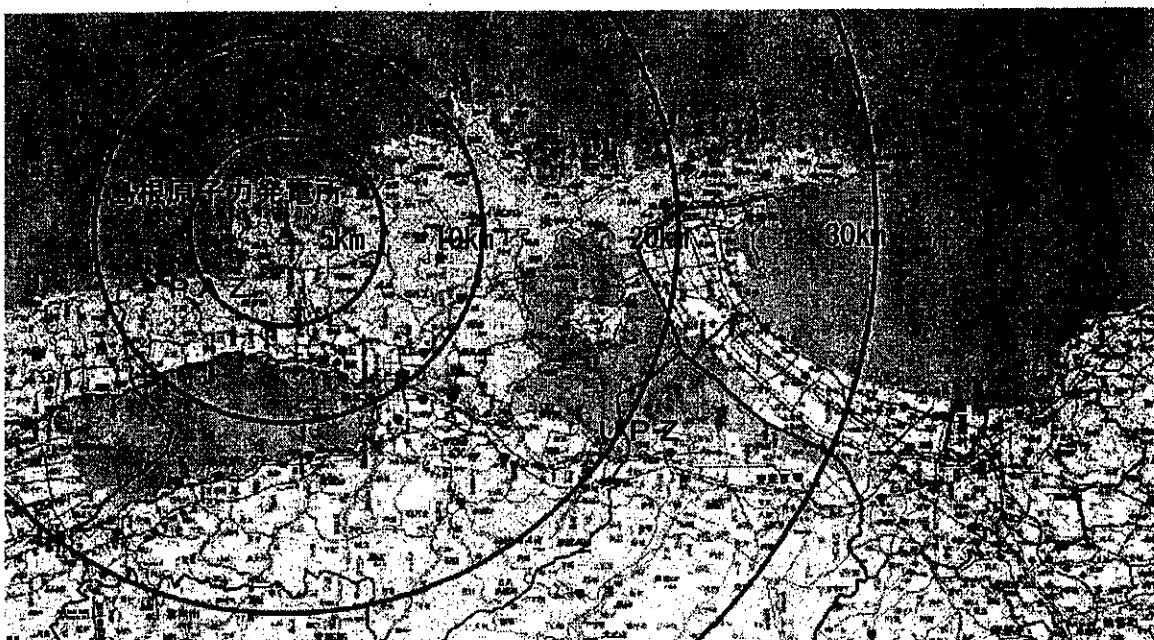
### (基本方針)

原子力災害対策重点区域全体における段階的避難の実施を原則とする。

- ・緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）に基づき P A Z 内の避難の後、E A L又はO I Lに基づき、U P Z の段階的避難が実施される。  
※放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示を発出する場合がある。
- ・即時避難としてP A Z 避難が完了した後、U P Z 避難が実施される。
- ・U P Z 避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。



原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）



(2) 鳥取県の対応

ア UPZ避難

P AZ避難に続いて（あるいはP AZ避難と同時期）、国又は県・市からUPZ避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。

段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。

この区分は、避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる単位としており、避難指示の基礎単位である。



段階的避難における区分

区分	避難区域	市	町名等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町
鳥取②	B-①		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	B-②		竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目
鳥取④	B-③	米子市	大篠津町、和田町
	B-④		葭津、大崎、大篠津町（一部）、彦名町（一部）
	C-①		富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）
	C-②		夜見町、河崎、両三柳（一部）

## イ 避難シナリオ

### (7) 避難のパターン

島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、E A Lに基づくP A Z避難に続き、E A L又はO I Lに基づきU P Z全域の避難が開始されたものとする。

島根県民の避難受け入れが必要な場合、島根県知事からの避難者の受入要請に基づき受け入れを行う。

### (8) 避難シナリオ

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。

U P Z（10~20km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

※ 放射性物質は放出されておらず、E A Lに基づき避難指示がなされるものとする。

本計画においては、警戒事態（E A L 1）から鳥取県の避難指示があるまでは、24時間あると仮定し、この間に避難準備を行うものとする。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態（E A L 1）	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態 (E A L 2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (E A L 3)	（原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対策本部の設置。） 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示 予防的防護措置（屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等の避難準備や安定ヨウ素剤の配付準備）の指示
H	U P Z（10~20km）の避難指示 鳥取①の避難開始 →H+5h避難完了
H+5h	鳥取②の避難開始 →H+10h避難完了
H+10h	鳥取③の避難開始 →H+15h避難完了
H+15h	鳥取④の避難開始 →H+20h避難完了
H+20h	鳥取県内U P Z避難完了

※ 避難シナリオは、逐次見直す。

## ウ 避難対象地域

対象とする避難対象地域（U P Z、概ね30km圏内）

要避難地域			避難先地域
20km圏内	境港市	境港市地域防災計画で定めるU P Z	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町を除く）、岩美町、八頭町
20km~25km	境港市	境港市地域防災計画で定めるU P Z	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町）、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
	米子市	米子市地域防災計画で定めるU P Z	
25km~30km	米子市	米子市地域防災計画で定めるU P Z	

## エ 避難手段

### (7) 選定の考え方

避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。

この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。

- (イ) 陸路
- a 自家用車  
自家用車及びバス等準備車両による避難を基本とし、避難住民の70%が自家用車を使用すると見積もる
  - b バス等準備車両（公共輸送）  
自家用車が使えない住民の避難に使用
  - c 福祉車両（公共輸送）  
要配慮者等の避難に使用
  - d 自衛隊車両  
緊急を要する場合に計画（災害派遣、原子力災害派遣）
- (ウ) 鉄路（公共輸送）  
補完的手段として計画。JR（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）
- (エ) 海路（公共輸送）  
船舶（境港～鳥取港）は確保が可能な場合に、自家用車が使えない住民等の避難の補完的手段として使用。
- (オ) 空路  
航空機及びヘリコプターは確保が可能な場合に、緊急を要する要配慮者等の輸送に使用。

#### 才 避難経路

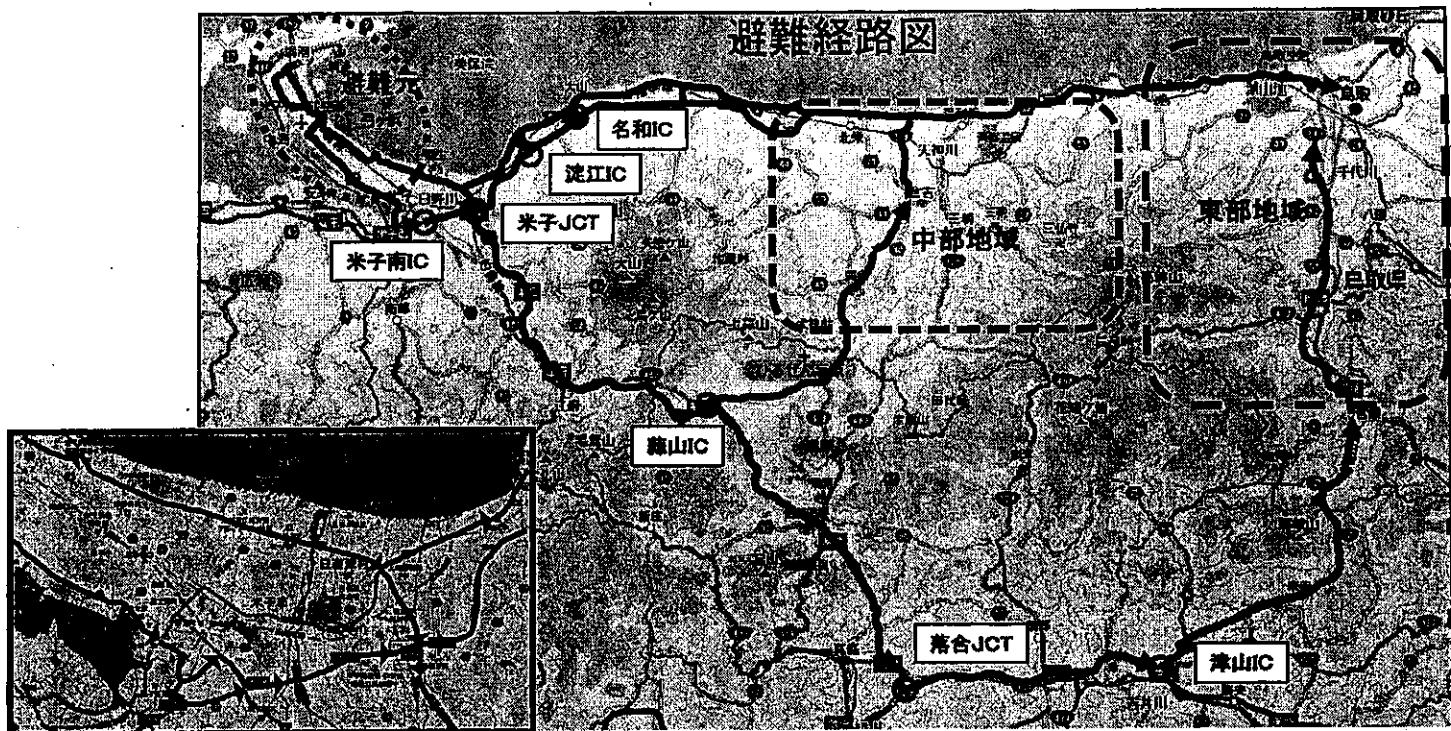
##### (ア) 避難経路の設定

避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。

##### (イ) 避難経路

経路 1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路
経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道から蒜山ICを経由した県中部地域への避難経路
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山ICを経由した県東部地域への避難経路

(ウ) 避難経路図 (概要)



(参考：避難経路)

経路 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→(米子) IC→山陰道東進</li> <li>県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東進</li> </ul>
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道米子境港線→国道 181 号→(米子南・中 IC)→(米子 IC)→米子自動車道→(蒜山 IC)→国道 482 号→国道 313 号</li> </ul>
経路 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道米子境港線→国道 181 号→(米子南・中 IC)→(米子 IC)→米子自動車道→(落合 JCT)→中国自動車道→(津山 IC)→国道 53 号</li> </ul>

カ U P Z 外の防護措置

U P Z 外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることが想定され、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を実施する。

※国で検討中の P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の考え方の結果を踏まえて、今後、具体的な実施方法を検討する。

キ 避難に影響を及ぼすと想定する事項

(7) 道路の使用

- a 鳥取県内の国道 431 号は、津波の影響により当初使用の可否が確認出来ないものとする  
(使用の可否を優先的に把握するものとする)
- b 冬期の大雪による影響 (除雪)
- c 地震動による影響は検討しない (地震による道路等のインフラ被害は想定しない)

(イ) 渋滞の発生

米子市街は、国道 9 号に、国道 431 号及び各種道路が合流し避難住民による交通の渋滞が発生

(ウ) 計画外の避難 (自主的な避難)

計画外の避難が大規模に発生した場合、P A Z 住民の避難遅れ及び U P Z 住民の避難時間 (避難の走行時間) の増加が予想され、避難住民の被ばくリスクが高まる。

- a 島根原子力発電所で事故が起きた直後の避難及びその後の事故進展に伴う住民の自主判断による避難
- b P A Z避難が指示された場合のP A Z以外の区域における先行的な避難
- c U P Z内の避難指示区域における計画的な段階的避難の前の避難
- d 一部のシャドー避難（避難指示区域以外からの避難）

### (3) 島根県からの避難住民の受け入れ

#### ア 避難シナリオ

島根県において、災害の状況に応じて避難が必要になった場合に、鳥取県に避難者を受け入れる。

#### イ 避難受入対象地域

いずれもU P Z圏内

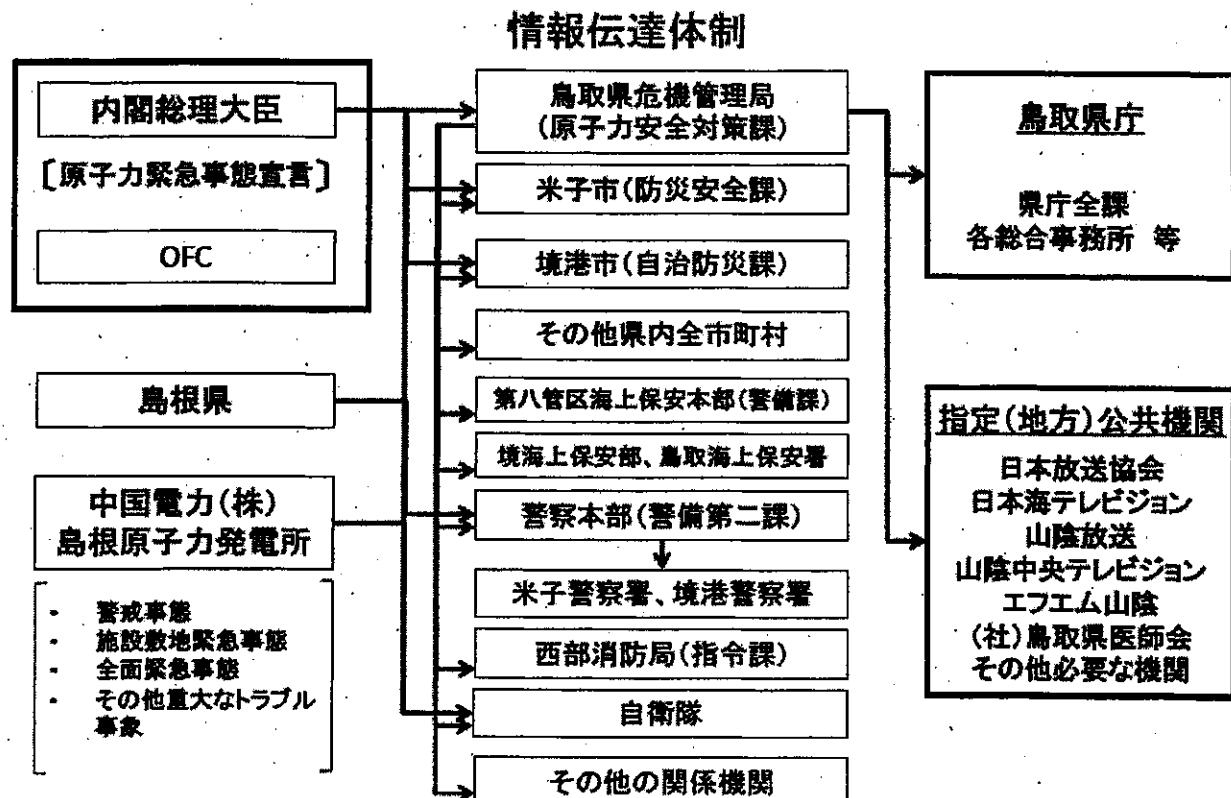
避難受入数	避難受入地域
約1万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町
約5千人	若桜町、智頭町

### (4) 情報の伝達と収集

#### ア 情報の伝達

県は、島根原子力発電所等から異常や事故に関する情報、通報、連絡等を受けた場合、関係機関へ連絡するとともに、情報収集を行う。

#### イ 情報伝達体制



※ 県が、警戒本部又は対策本部を設置以降は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を引き継ぐ。

#### ウ 緊急時モニタリング

県緊急時モニタリング計画により、モニタリングを開始し、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。

## 2 避難実施の考え方

### (1) 方針

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（避難及び一時移転、屋内退避、コンクリート屋内退避）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。

避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。

また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民の被ばくを出来るだけ避けるようとする。

### (2) 計画の段階区分

#### ア 段階区分の設定

緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。

#### イ 段階区分と避難計画の対応

##### (ア) 段階区分

段階区分	方針	対応
準備	原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともにこれを訓練などで運用し、緊急時の検討等を行う。	1. 計画等の作成・修正 2. 広報 3. 普及啓発 4. 訓練 5. 人材育成
初期対応	情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。 (緊急事態区分) ・警戒事態 (E A L 1) ・施設敷地緊急事態 (E A L 2) ・全面緊急事態 (E A L 3)	1. 異常事態の発生 2. 事業者が通報連絡 ・通報 (原災法) ・関係自治体へ通報 (原災法、協定等) 3. 災害警戒本部、災害対策本部の設置 4. 緊急時モニタリング 5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6. 国が原子力災害対策本部を設置 7. 原子力合同対策協議会の設置
中期対応	放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。	1. 放射線状況の把握 2. 防護措置の変更、解除 3. 長期防護措置の検討 4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5. 被災者生活支援 6. 社会的・経済的活動への復帰支援
復旧	復旧段階への移行期に策定された被	1. 放射線の影響管理

	災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。	2. 環境の除染
--	--	----------

(イ) 防護措置の段階

計画の段階	想定する期間
避難準備	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの期間
避 難	避難及び一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間（一次避難（UPZからの避難））
避 難 生 活	避難所へ到着してから、原子力緊急事態解除宣言され、避難指示等が解除されるまでの期間
復 帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間
生 活 再 建	避難先地域から復帰が完了した段階からの期間

(3) 防護措置等

ア 防護措置

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容
避 難	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。</li> </ul>
避 難	<ul style="list-style-type: none"> <li>空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。</li> </ul>
一時移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるもの。</li> </ul>
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。</li> <li>避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。</li> </ul>
コンクリート屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。</li> <li>放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。</li> </ul>
安定ヨウ素剤の予防服用	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。</li> <li>放射性物質の放出状況を踏まえ、国の判断に基づき、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の措置とともに実施する。</li> </ul>
飲食物摂取制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの結果、飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。</li> <li>農林水産物の採取及び出荷制限。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民への供給体制確認。</li> </ul>
立入制限措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質による無用の被ばくを避けるため、また、住民の避難、屋内退避等の防護措置、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう、立入制限区域を設け、車両、人の出入りを制限する。</li> <li>・防護措置地域の外側に立入制限区域を設定する。</li> </ul>

#### イ 原子力災害事後対策

(ア) 県及び市町村等は、原子力緊急事態解除宣言以降に原子力災害事後対策を行う。

(イ) 関係市長の避難指示及び警戒区域の設定を継続する。

#### (ウ) 原子力災害事後対策

- ・緊急事態応急対策実施区域等の放射性物質の濃度や放射線量の調査
- ・被災者の生活支援、環境の除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理等
- ・居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他の医療措置
- ・放射性物質による汚染の有無又は風評被害による商品の販売等の不振を防止するための広報
- ・その他、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害からの復旧を図るための措置

### (4) 防護措置等の実施要領

#### ア 避難準備段階

##### (ア) 方針

県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、準備を開始する。

また、島根県が行うPAZ避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。

##### (イ) 実施要領

###### a 指揮命令活動

- ・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始
- ・国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出
- ・国への輸送力確保の要請
- ・情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整
- ・要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、OFC）
- ・現地事故対策連絡会議（OFC）への参加
- ・住民広報
- ・防護措置の実行を監督

###### b 住民避難及び一時移転

###### ・優先避難の実施

乳幼児とその家族の避難

その他要配慮者等の避難準備

###### ・屋内退避準備の指示

・PAZ避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、PAZ避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整

・UPZ避難の準備（避難住民の見積、輸送力、資機材、避難所）

・住民避難計画の修正

・輸送力の確保

・避難経路の確保

・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村）

・関係機関との調整

・避難所の開設準備、広域調整

- c モニタリング
  - ・災害対策本部の下部組織として設置された部への県EMCの移管
  - ・緊急時モニタリングの実施（第1段階）
  - ・モニタリング支援の要請
  - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療
  - ・スクリーニング準備
  - ・安定ヨウ素剤の配布準備
  - ・医療救護班の配置調整

#### イ 避難段階

##### (7) 方針

県は、全面緊急事態において、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。

避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。

##### (1) 実施要領

- a 指揮命令活動
  - ・原子力災害合同対策協議会への参加
  - ・鳥取県原子力防災専門家会議委員の招集（技術的助言）
  - ・専門家の国への派遣要請（技術的助言）
  - ・専門的知识を有する職員の国への派遣要請（事態把握）
  - ・避難等の指示
  - ・住民広報
  - ・防護措置の実行を監督
  - ・復帰計画の準備
  - ・復興計画の準備
- b 住民避難
  - ・避難指示（屋内退避）の伝達
  - ・警戒区域の設定
  - ・飲食物等摂取制限
  - ・輸送力の配分
  - ・避難を開始
  - ・避難誘導、輸送
  - 段階的な避難を行うまでの間は、屋内退避を実施
  - ・避難所を設置
  - ・食糧、生活関連物資等の供給
  - ・仮設住宅の設置
  - ・恒久住宅の準備
- c モニタリング
  - ・緊急時モニタリングの実施（第1段階）
  - ・モニタリングデータの公表
  - ・緊急対応

大規模な計画外の避難が発生した場合に、円滑な交通の流れを確保するため緊急対応を行う
- d 被ばく医療
  - ・スクリーニングの実施
  - ・安定ヨウ素剤の配布
  - ・医療救護班の配置
  - ・被ばく患者の搬送

## ウ 避難生活段階

### (ア) 方針

県は、国（原子力災害被害者生活支援チーム）と連携し、避難所等を準備し、避難住民の生活を確保する。あわせて、必要な防護措置を実施する。

### (イ) 実施要領

#### a 指揮命令活動

- ・原子力災害事後対策の実施
  - ・被災者生活支援
  - ・情報活動、関係機関との調整
  - ・住民広報
  - ・防護措置の実行を監督
  - ・復帰計画の作成
  - ・復興計画の作成
- #### b 避難
- ・恒久避難住宅の設置
  - ・食糧、生活関連物資等の供給
- #### c モニタリング
- ・緊急時モニタリングの実施（第2段階）
  - ・モニタリングデータの公表
- #### d 被ばく医療活動

## エ 復帰段階（中期対応段階）

### (ア) 方針

県は、国（原子力災害被害者生活支援チーム）と連携し、避難した市等が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰、恒久避難住宅への移動等を円滑に行い、避難生活の解消を図る。あわせて、適切な役割分担の下、環境の除染等の必要な事後対策を実施する。

復帰段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、大綱にとどめる。

### (イ) 実施要領

#### a 指揮命令活動

- ・原子力災害事後対策の実施
- ・被災者生活支援
- ・情報活動、関係機関との調整
- ・住民広報
- ・防護措置の実行を監督
- ・復興計画の作成

#### b 避難

- ・避難住民の復帰
- ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
- ・損害賠償

#### c モニタリング

- ・復興期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）
- ・モニタリングデータの公表

#### d 被ばく医療活動

## オ 生活再建段階（復帰段階）

### (ア) 方針

県は、避難住民の日常生活の安定を図るために必要な措置を実施する。

生活再建段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、大綱にとどめる。

### (イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
  - ・原子力災害復興本部の設置
  - ・県災害対策本部の廃止
  - ・原子力災害事後対策の実施
  - ・情報活動、関係機関との調整
  - ・住民広報
  - ・原子力災害事後対策の実行を監督
- b 避難
  - ・避難住民の生活再建
  - ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
  - ・損害賠償
- c モニタリング
  - ・復興期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）
  - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療活動
  - ・健康影響調査

#### (5) 避難実施

##### ア 避難指示の手順

県は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、E A L又はO I Lの運用と、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難計画を修正して、具体的な避難の指示を作成し、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。

要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。

##### イ 避難先

島根原子力発電所からU P Z内の住民避難を国の原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県東部・中部地域に段階的に行う。

避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。

段階的な避難を実施するまでは、屋内退避を実施する。

避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災害対策基本法に基づき、県外避難を実施する。

##### <県外避難実施の要件>

- ・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき
- ・入院患者等の要配慮者等を収容する施設が県内で不足するとき
- ・その他必要と認められるとき

P P Aについては、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を行う。

##### ウ 避難手段

- (ア) 自家用車
- (イ) バス等
- (ウ) 福祉車両
- (エ) 自衛隊車両
- (オ) J R
- (カ) その他手段（船舶、航空機）

##### エ 避難方法

- ・あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。
- ・自家用車による避難をするときは、各家庭毎に避難する。
- ・公共輸送等による避難をするときは、自治会単位で一時集結所から避難する。
- ・県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行指示について要請する。

**オ 避難所**

自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。

避難所等については、必要に応じて事前にモニタリングにより汚染されていないことを確認する。

**カ U P Z外の避難**

U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う。

**キ 別紙1「避難計画」**

**(6) 避難の優先**

**ア 地域**

島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。

避難は、E A L、O I Lを基準とする国の避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。

また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。

**イ 対象者**

(ア) 妊産婦及び乳幼児とその家族は、優先的に避難する。

(イ) その他要配慮者（障がい者、入院患者、社会福祉施設入所者等）等については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

**(7) 避難誘導**

**ア 避難情報の伝達（広報）**

**(ア) 県**

・県は、避難指示等が出た場合、放送事業者に対して放送要請を行い、当該地域の住民に対して、避難指示等の情報を伝達する。

・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等

**(イ) 米子市及び境港市**

・市は、サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護措置区域（U P Z内）の住民に広報する。

・緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項等

**イ 一時集結所への誘導**

市は、一時集結所への避難誘導を行う。この際、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

**(8) 自家用車による避難**

**ア 方針**

避難対象地域内から自家用車避難を行う地区順を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。

**イ 対象者**

自家用車を利用できる者

**ウ 避難順序の統制**

県及び市等は自家用車避難を行う避難住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

**エ 避難所への誘導及び受入れ**

県及び受入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。

**(ア) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難**

学校施設のグラウンド等、臨時に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難

所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。

(イ) 駐車場等がない避難所等への避難

駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。

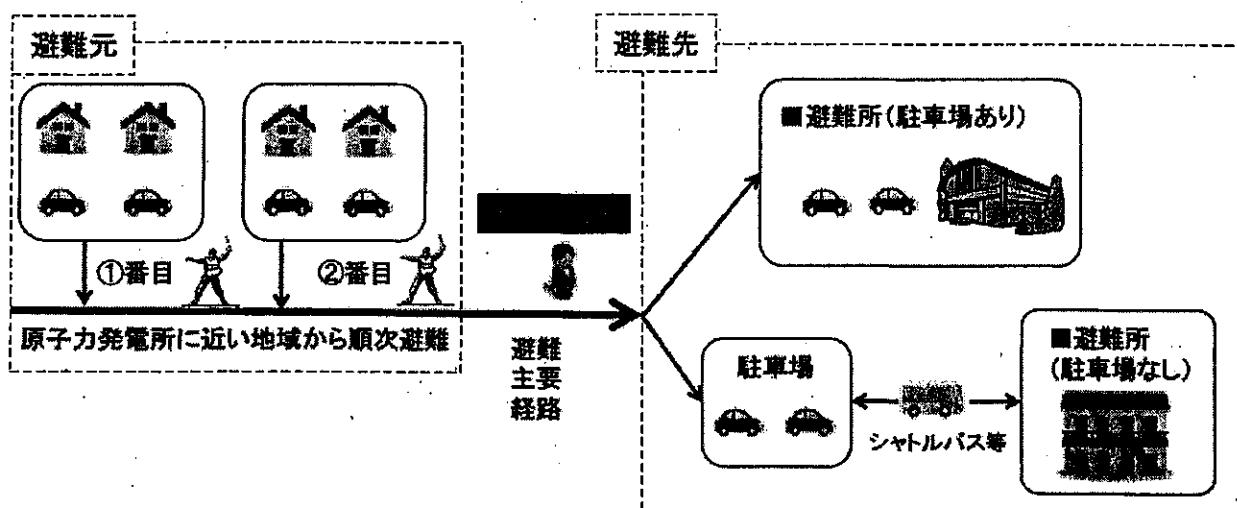
オ スクリーニング等

主要経路沿い等に、スクリーニング会場を設け、避難住民のスクリーニングと避難住民に必要な支援等を総合的に行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。

なお、避難先までの間にスクリーニングできなかった避難住民については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。

カ 自家用車避難のイメージ

### 自家用車による避難のイメージ



(9) 公共輸送による避難

ア バス等による避難

(イ) 方針

避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路及び避難所へ移動する。

なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。

(ロ) 対象者

自家用車の利用ができない避難住民で、要避難地域内に設定される一時集結所からの避難住民等

(ハ) 一時集結所から避難所までの輸送

a 輸送の実施者

県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施する。

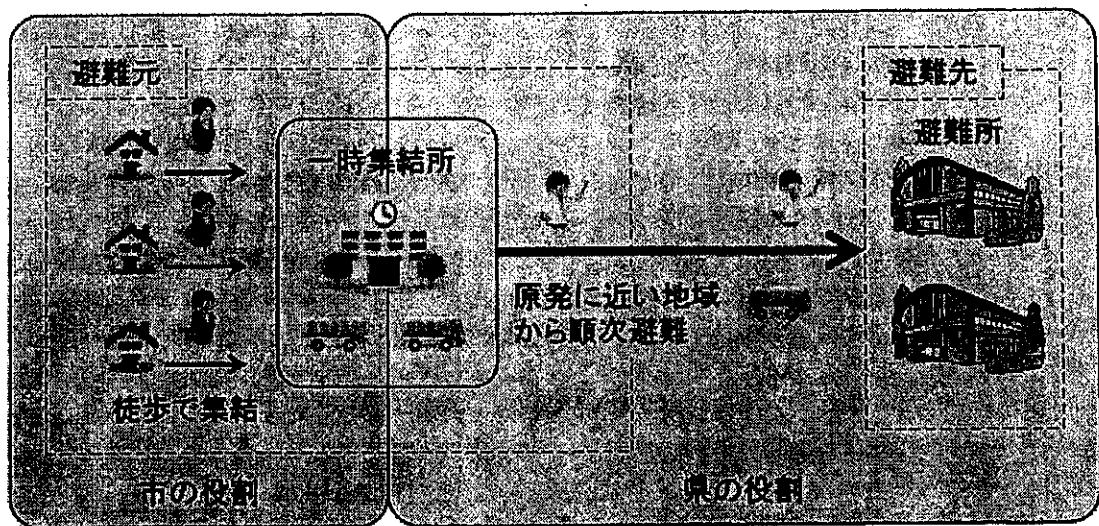
b バス等の確保

県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて県外バス事業者への要請により、輸送に必要な台数のバスを確保する。

また、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。

(ニ) バス等による避難のイメージ

## バス等による避難のイメージ



### イ JRによる避難

JRは、観光客などの一時滞在者及び市民の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段としてJRによる避難を実施する。

その際、列車の行き違いができる駅が限られるなど、単線であるJR境線の特性を考慮する必要がある。

また、地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。

一時集結所に集結した住民を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、米子駅等に輸送する。

(状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えて、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。)

一部は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。

### ウ その他手段による避難（船舶、航空機）

#### (ア) 方針

バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等において、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的手段として船舶及び航空機による避難を実施する。

#### (イ) 船舶による避難

第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶と併せ海上輸送を行う。

一時集結所に集結した住民を必要に応じて港湾施設に誘導し、順次乗船させ、鳥取港等に輸送する。

船舶による避難にあたっては、悪天候等による影響や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要があり、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや、接岸できる港湾施設が限られるなどの制約を考慮する必要がある。

なお、漁船による住民避難については避難者の安全確保の観点から実施しない。

#### (ウ) 航空機による避難

ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い要配慮者等の緊急を要する避難に使用する。

航空機による避難にあたっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入れ体制の整備や輸送手段の確保等を考慮するものとする。

#### (エ) 留意事項（共通）

公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。

(10) 自衛隊による避難

県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の輸送を行う。

輸送にあたっては、要配慮者等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。

(11) 要配慮者等の避難

ア 方針

施設敷地緊急事態発生時のP A Z避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえU P Zの要配慮者等の避難準備を早期に開始する。

50kmを超える避難が要配慮者等の過重な負担となり、健康状態を悪化させないように配慮する。場合によっては30～50km圏内の施設利用を検討する。

イ 要配慮者等の避難計画

(ア) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、要配慮者等及びそれらの施設等並びに要配慮者等の避難体制の状況を確認し、要配慮者等の避難計画を作成する。

(イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、要配慮者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。

(ウ) 福祉車両等の特別な避難手段の確保に時間要する場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の要配慮者等についても同様の対応を検討する。

(エ) 社会福祉施設等の入所者及び医療機関等の入院患者等は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、事前に関係県と調整するよう努める。

(オ) 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。

ウ 社会福祉施設等入所者の避難

(ア) 方針

緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を該当の避難先社会福祉施設へ直ちに避難することが困難であるため、避難先が確保できるまで一時的に他の施設（広域福祉避難所）に避難し、受入先が確保された後に最終避難先に避難する。

この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。

(イ) 避難方法

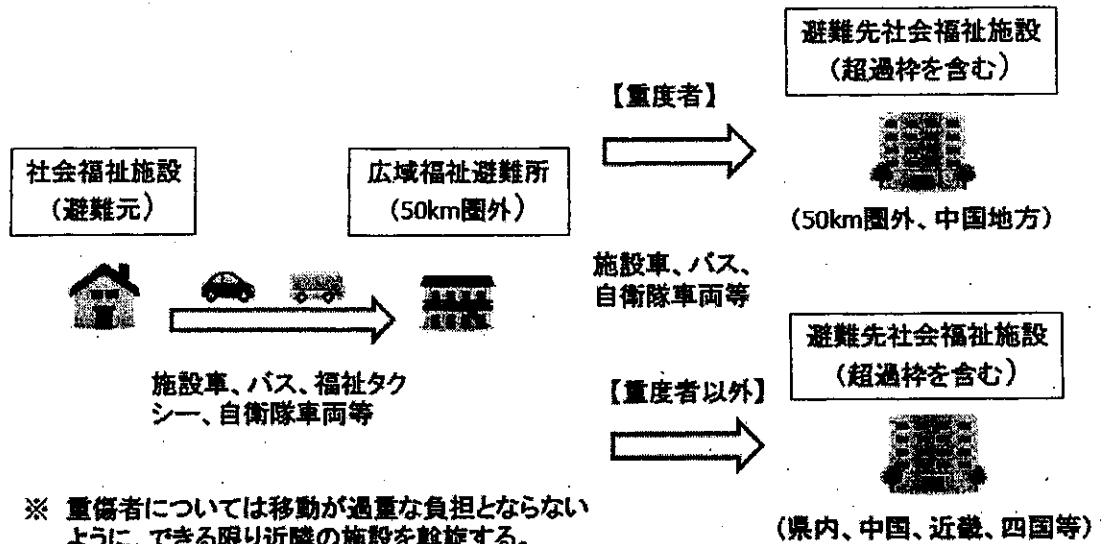
施設入所の要配慮者等については、社会福祉施設等の車両での避難を原則とするが、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。車両が不足する場合は県が措置を行う。

(ウ) 留意事項

a 避難先として上記の例以外に、自宅がU P Z外であれば自宅へ避難させる場合もある。  
b 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。

(エ) 社会福祉施設等入所者避難のイメージ

## 社会福祉施設等入所者避難のイメージ



### エ 病院の入院患者の避難

#### (ア) 方針

緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。

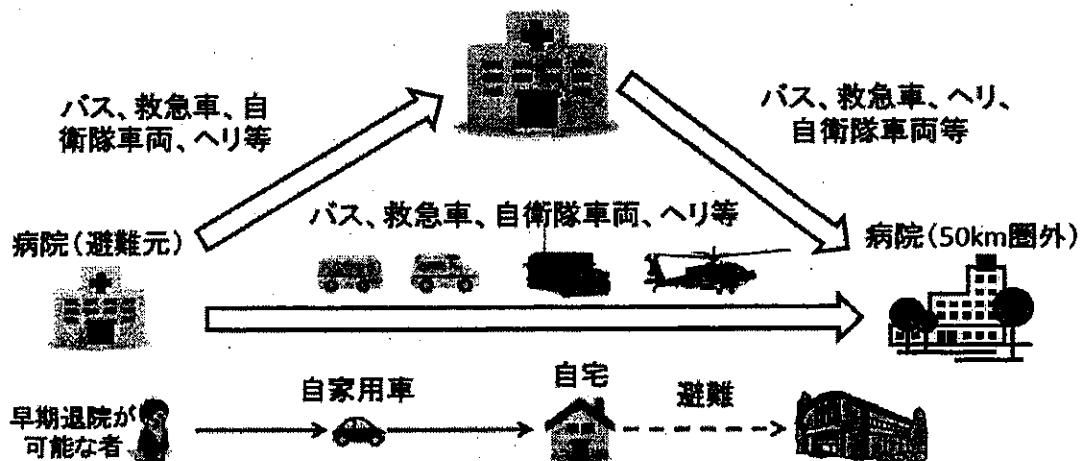
この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。

なお、避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。

#### (イ) 病院の入院患者の避難イメージ

### 病院の入院患者の避難イメージ

#### 中核病院等(UPZ外)



### オ 在宅の避難行動要支援者の避難

米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、避難に関する支援体制を構築した上で、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った一次的広域福

祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。

なお、在宅の避難行動要支援者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。

#### カ 外国人の避難

外国人については、住民避難と同様に一時集結所に集結後、広域避難所へ避難するが、多言語表記等（事前対策も含む）の対応が必要である。

- ・多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要）
- ・避難指示の伝達方法の検討
- ・災害情報の多言語化による、被災情報等の重要な情報の提供

なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所等においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要である。

また、ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの翻訳を考慮し、平易な日本語での掲載を心がける。

#### キ 別紙2「避難行動要支援者避難計画」

### （12）児童生徒等の避難

#### ア 方針

避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒等全員をUPZ外に避難させることを基本とする。

#### イ 避難計画の作成

UPZ内の保育所（認可外保育施設を含む）、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校は、避難計画を作成する。

#### ウ 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

#### エ 別紙3「原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル」

### （13）観光客の避難

#### ア 方針

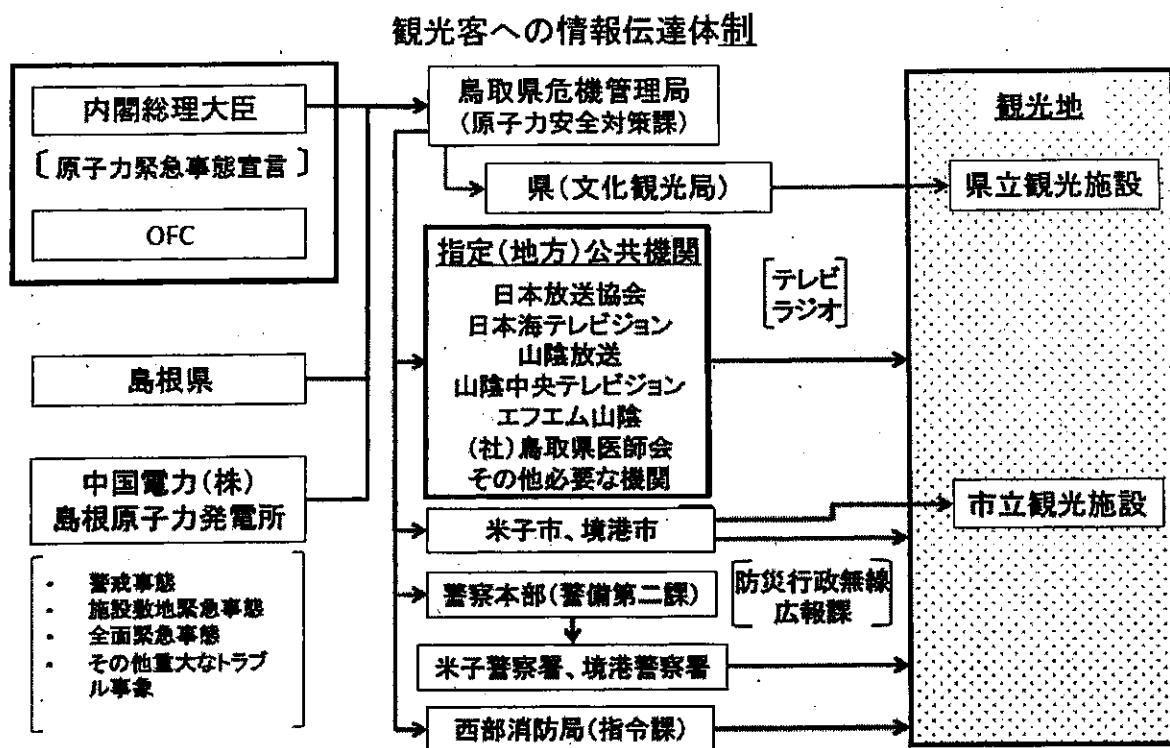
島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。

帰宅が間に合わなかった場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

#### イ 情報伝達連絡

各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。

外国人観光客への情報伝達に当たっては、英語等による案内を行う。



#### ウ 避難の実施

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。

その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合は、地域住民とともに避難を行う。

#### (14) 大規模計画外避難に対する緊急対応

##### ア 方針

大規模な計画外の避難が発生してしまった場合に、現地の状況に応じて、住民避難路の統制（規制）等の随時臨機応変の措置を行い円滑な交通の流れを確保し、避難中の渋滞に伴う住民の被ばくを避けるようとする。

##### イ 実施要領

###### (ア) 現地情報の入手

各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。

この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を判断ポイントとして重点的に現地の状況を把握する。

###### (イ) 住民避難路の統制（規制）

現地の道路情報に基づき、県及び市町村、警察、道路管理者等は、交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。

この際、各機関は連携するとともに必要な協力をを行う。

###### (ウ) 住民への情報伝達

住民に対して、あらゆる手段により情報を伝達する。

既に避難を開始した住民に対しては、避難中における被ばく防止等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、現状等を伝える。

屋内退避している住民に対しては、屋内退避中の注意事項、避難の見通し、現状等を伝える。

(イ) 住民の理解

段階避難が住民の被ばくを出来るだけ避ける方法であることについての理解を得るため、平素から、その必要性と意義について住民に普及啓発を行う。

また、島根原子力発電所の事故発生後については、住民が現状を正しく理解できる情報の提供を行う。

ウ 留意事項

交通規制等の緊急対応に従事する防災業務従事者に対して、防護服の着用や個人用線量計などにより適切な被ばく管理を行う。

### 3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関するものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災計画に記載されているものとする。

#### (1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内における原子力災害に関する総合調整</li> <li>2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等）</li> <li>3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送</li> <li>4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整）</li> <li>5. 一時集結所から避難所までのルート決定</li> <li>6. 広域避難所運営の統轄</li> <li>7. 広域避難所（県営）の指定</li> <li>8. 広域避難所（県営）の開設、運営</li> <li>9. 住民の避難（広域輸送）</li> <li>10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定）</li> <li>11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備</li> <li>12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療</li> <li>13. 広報、情報伝達</li> <li>14. その他必要な措置</li> </ol>
米子市、 境港市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難指示の伝達</li> <li>2. 一時集結所の選定、運営</li> <li>3. 一時集結所での住民の誘導</li> <li>4. 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。）</li> <li>5. 避難行動要支援者名簿の作成</li> <li>6. 緊急時モニタリングの支援</li> <li>7. 避難住民名簿の作成、安否確認、避難状況の問合せ対応</li> <li>8. 避難先地域が行う広域避難所の運営支援</li> <li>9. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援</li> <li>10. 避難住民のスクリーニング、除染の支援</li> <li>11. 避難住民への行政サービスの提供</li> <li>12. 要配慮者等の避難体制の整備</li> <li>13. 要配慮者等の避難支援</li> <li>14. その他必要な措置</li> </ol>
米子市及び境港市以外の市町村 (避難住民受入市町村)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 米子市及び境港市への支援</li> <li>2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営</li> <li>3. 境港市役所の移転への支援</li> <li>4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力</li> <li>5. 避難誘導等に対する職員の動員</li> <li>6. 緊急時モニタリングの支援</li> <li>7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援</li> <li>8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援</li> <li>9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供</li> </ol>

指定 地方 行政 機 関	境海上保安部	1. 海難救助、海上における安全確保及び治安の確保、船舶交通の規制 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送
	鳥取地方気象台	1. 気象状況等の把握及び解析 2. EMCの支援
消防 機 関	鳥取県東部広域行政管理組合 消防局、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、鳥取県西部広域行政管理組合消防局	1. 負傷者の搬送 2. 情報の収集分析 3. 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 4. 関係機関との連絡
自 衛 隊	陸上自衛隊第8普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第3輸送航空隊、自衛隊鳥取地方協力本部	1. 緊急時モニタリングの支援（空中、海上） 2. 緊急輸送の支援 3. 要配慮者等の車両への搬送支援 4. スクリーニング、除染の支援 5. 給水、給食等
指定 公 共 機 関	中国電力(株)	1. 原子力災害等に係る通報及び情報提供 2. 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 3. 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 4. 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 5. 県、米子市及び境港市が実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 6. スクリーニング、除染の支援
	日本放送協会	1. 住民等に対する避難情報の放送
	西日本高速道路(株)	1. 高速自動車国道における輸送路の確保 2. 緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	西日本旅客鉄道(株)	1. 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送
	KDDI(株)	1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い
	(株)NTTドコモ	2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置
	ソフトバンクモバイル(株)	3. 避難情報の配信
指定 地 方 公 共 機 関	(一社)鳥取県バス協会	1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送
	(一社)鳥取県トラック協会	1. 緊急物資の輸送
	(公社)鳥取県医師会	1. 医療救護の実施
	(公社)鳥取県看護協会	
	日本海テレビジョン放送(株)	1. 住民等に対する避難情報の放送
	(株)山陰放送	
	山陰中央テレビジョン放送(株)	
その 他 公 的 団 体	(株)エフエム山陰	
	(一社)鳥取県歯科医師会	1. 医療救護の実施
	(一社)鳥取県薬剤師会	
	鳥取県社会福祉協議会	1. ボランティアの受け入れ及び派遣
	(一社)鳥取県ケーブルテレビ協議会	1. 住民等に対する避難情報の放送

(2) 県庁の各部局等

部局名	事務又は業務 ※上段は、原子力防災対策特有のもの
未来づくり推進局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難に関する広報</li> <li>2. 災害対策の広報</li> <li>3. 住民等からの問合せに対する対応</li> <li>4. 報道機関との連絡調整、放送要請</li> <li>5. 避難所運営に係るボランティアの受け入れ調整</li> <li>6. 県民からの県政に係る一般広聴</li> </ol>
危機管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難等の指示</li> <li>2. 緊急時モニタリング実施計画の作成と修正</li> <li>3. 市町村の災害応急対策業務等の継続支援の総括</li> <li>4. 被害情報の収集及び通信連絡の総括</li> <li>5. 災害対策本部の運営</li> <li>6. 災害対策本部事務局の業務</li> <li>7. 災害対策本部における通信施設の保全</li> <li>8. 自衛隊、海保との連絡調整</li> <li>9. 消防防災ヘリコプターの運用</li> <li>10. その他、避難に関する総合調整</li> </ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広域避難所運営の総括</li> <li>2. 広域避難所（県営）の開設、運営</li> <li>3. 損害賠償</li> <li>4. 職員の被ばく線量の管理</li> <li>5. 災害時緊急支援チームの派遣</li> <li>6. 職員災害応援隊の派遣</li> <li>7. 公有財産の管理</li> <li>8. 庁舎の管理、運用、調査</li> <li>9. 職員の服務、給与</li> <li>10. 職員の動員、派遣要請、受入</li> <li>11. 職員の安否、補償</li> <li>12. 人権擁護の確保</li> <li>13. 県議会</li> <li>14. 東京本部、関西本部、名古屋代表部との連絡調整、情報収集</li> <li>15. 鳥取情報ハイウェイに関すること</li> </ol>
地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 輸送手段（県・市町村等の保有する車両含む）の確保</li> <li>2. 輸送業務</li> <li>3. 安否情報（外国人を含む）の収集・問い合わせ</li> <li>4. 市町村の通常業務等の継続支援の総括</li> <li>5. 私立学校への情報の伝達</li> <li>6. 市町村の行財政運営に関すること</li> <li>7. 広域避難所（市町村営）の運営状況把握・連絡</li> </ol>
文化観光スポーツ局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 観光客に対する情報伝達、避難、救援</li> <li>2. 要配慮者（うち外国人）に対する情報伝達、避難、救援</li> <li>3. 観光施設等との連絡調整</li> </ol>
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備</li> <li>2. 避難住民のスクリーニング、除染</li> <li>3. 要配慮者等（外国人を含む）の避難支援</li> <li>4. 要配慮者等の輸送手段の確保</li> </ol>

	5. 医療救護対策本部の設置、管理、運営 6. 医療（被ばく医療を含む。）、医薬品の調達 7. 保健衛生、健康相談 8. 医療機関の把握（患者情報を含む） 9. 災害ボランティア等の支援に関する総合調整 10. 災害救助法 11. 要配慮者等避難対策本部の設置、管理、運営
生活環境部	1. 環境の除染等 2. 県EMCの設置、管理、運営 3. 平常時モニタリング 4. 飲食物の摂取制限（農林水産物を除く） 5. 入浴施設、トイレの確保 6. 応急給水 7. 応急仮設住宅の供給 8. 公営住宅の調査 9. 恒久住宅の提供 10. 生活関連物資の調達・供給 11. ペット（家庭動物）の扱い 12. 食品衛生、食中毒防止対策
商工労働部	1. トラックその他物資輸送手段の確保、手配
農林水産部	1. 食糧の確保（流通）及びあっせん 2. 家畜の取扱い 3. 農林水産業団体との連絡調整 4. 県有船舶の運用・調整
県土整備部	1. 道路状況の把握 2. 道路啓開、通行確保 3. 空港、港湾、漁港施設等の把握、確保 4. 公共土木施設用地の供与、土地等の使用 5. 建設用資機材の調達
会計管理者	1. 住民避難に要する費用の出納及び物品の購入契約 2. 県有車両の運用、調整
企業局	1. 県営発電施設の把握及び運転確保 2. 県営工業用水施設の把握及び保全
病院局	1. 県立病院での被ばく医療 2. 県立病院救護班派遣可能状況の確認 3. 県立病院への患者受入可能状況の確認
教育委員会	1. 避難児童及び生徒の救護 2. 避難所の確保、開設、運営に関する協力 3. 学校の避難計画作成支援 4. 公立学校等への情報の伝達
西部総合事務所	1. 現地災害対策本部の設置 2. 原子力発電所の現地確認（西部） 3. OFCへの要員派遣 4. 島根県庁への連絡員派遣 5. モニタリング 6. 市町村との連絡調整 7. 庁舎の管理、運用、調査
中部総合事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町村との連絡調整

	3. 職員応援体制の整備 4. 庁舎の管理、運用、調査
東部振興監	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備
共通	1. その他知事（対策本部長）の命ずる事項 2. 他部局の応援

(注) 業務分担については、部局本来の業務以外のものについて、割り振ることがある。

警察本部	1. 避難等防災広報 2. 交通規制 3. 避難住民の誘導・指示 4. 避難対象地域・避難施設等の治安維持 5. 被災者の支援と情報収集 等
------	--

## 4 避難の支援方法

### (1) 物資等の供給

#### ア 方針

広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得する。

避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。

このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。

この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務について、民間輸送業者へ委託する。

#### イ 物資等の供給

##### (ア) 必要量の決定

県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。

##### (イ) 取得

県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。

##### (ウ) 配布

県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。

市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等については、各市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が、避難住民等に配布する。

##### (エ) 留意事項

a 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。

b 屋内退避地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。

#### ウ 物資等の供給支援組織の構成

##### (ア) 広域避難所運営チームの設置

県は、広域避難所の運営総括と広域避難所（県営分）の開設、運営を行うために、災害対策本部実施部のプロジェクトチームとして、広域避難所運営チームを災害対策本部内に設置する。

##### (イ) 物資集積拠点

県は、大量の物資等の集積が必要な場合は、物資集積拠点を県内に設定し、空路、海路、陸路からの緊急物資を集積する。

a 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）

b 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

##### (ウ) 物資集積所

市町村は、物資集積所を設置し、市町村内の各避難所等に対する物資供給基地として運用する。

#### エ 補給幹線

物資集積拠点と物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定する。

## 才 物資及び資材

食糧	温食の配給を基本とする（態勢完了は3日間を基準とする）。 当初、備蓄食糧を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する。 調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。 ※3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とする。
水	避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。 ※避難所における飲料水（ボトルウォーター等）の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする。
生活必需品	毛布、タオル、小型エンジン発電機、ガセットこんろ、カートリッジポンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋等。
燃料	防護措置の実施に必要な燃料を優先的に確保する。 ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等。
復旧資材等	収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの。
日用品・し好品	一定の率をもって常規的に供給する。
衛生資機材	医薬品、医療機器、その他衛生用品。

## 力 別紙4 「食糧、生活関連物資等供給計画」

### (2) 輸送

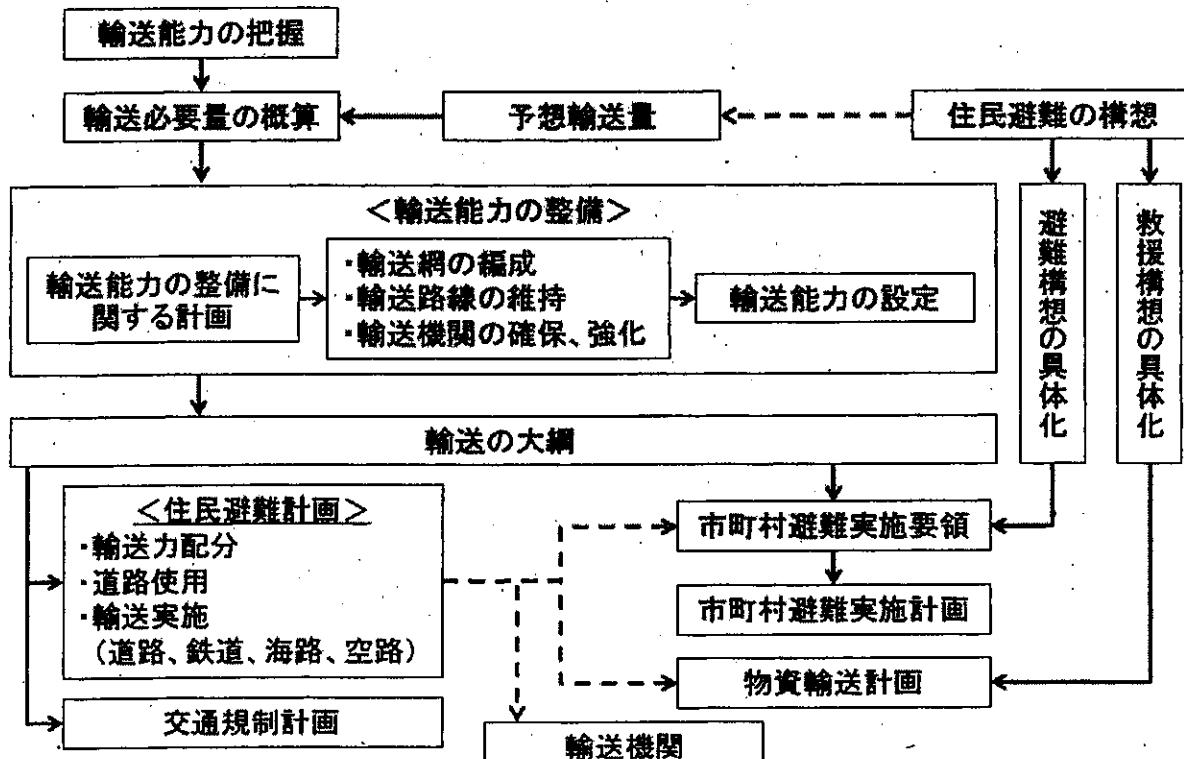
#### ア 方針

県は、避難住民及び緊急物資の輸送について、一元的に要請と運用を行う。

#### イ 輸送の一般的要領

輸送に関する一般的要領は次のとおりであるが、県は、あらかじめ作成された輸送計画等に基づき、当時の状況により修正し、輸送を実行する。

#### 輸送の一般的要領



#### ウ 輸送経路の決定

輸送は、事前に計画した輸送経路を使用する。

県は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず輸送経路の情報を把握し、輸送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物、危険箇所等の除去、工事の中止と仮復旧、道路の啓開など）する。

また、放射性物質の拡散状況（風向）や道路渋滞状況等により、必要な場合は速やかに輸送経路を変更する。

#### エ 輸送手段

輸送手段は、道路、鉄道、海路、空路とし、その特性に応じて選定する。

#### オ 輸送能力の概算

県が一元的に運用する輸送手段の輸送能力を、季節・時間別、場所別、輸送手段別に明らかにし、この数量に基づき、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

#### カ 輸送必要量の概算

避難指示等に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の輸送量を、季節・時間別、場所別、輸送対象別に明らかにし、この数量に基づき、輸送路線の維持、通信施設、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

#### キ 輸送に関する計画

##### (7) 輸送計画

###### a 輸送力の配分

一定期間の輸送の根拠となるもの。

###### b 輸送経路

交通規制の実施の基礎となるもの。

###### c 輸送の実施

輸送力の配分、輸送経路に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。

輸送方法は、直通輸送、中継輸送、折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。

##### (イ) 交通規制計画

避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。

##### (ウ) 避難実施要領

米子市及び境港市は、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。

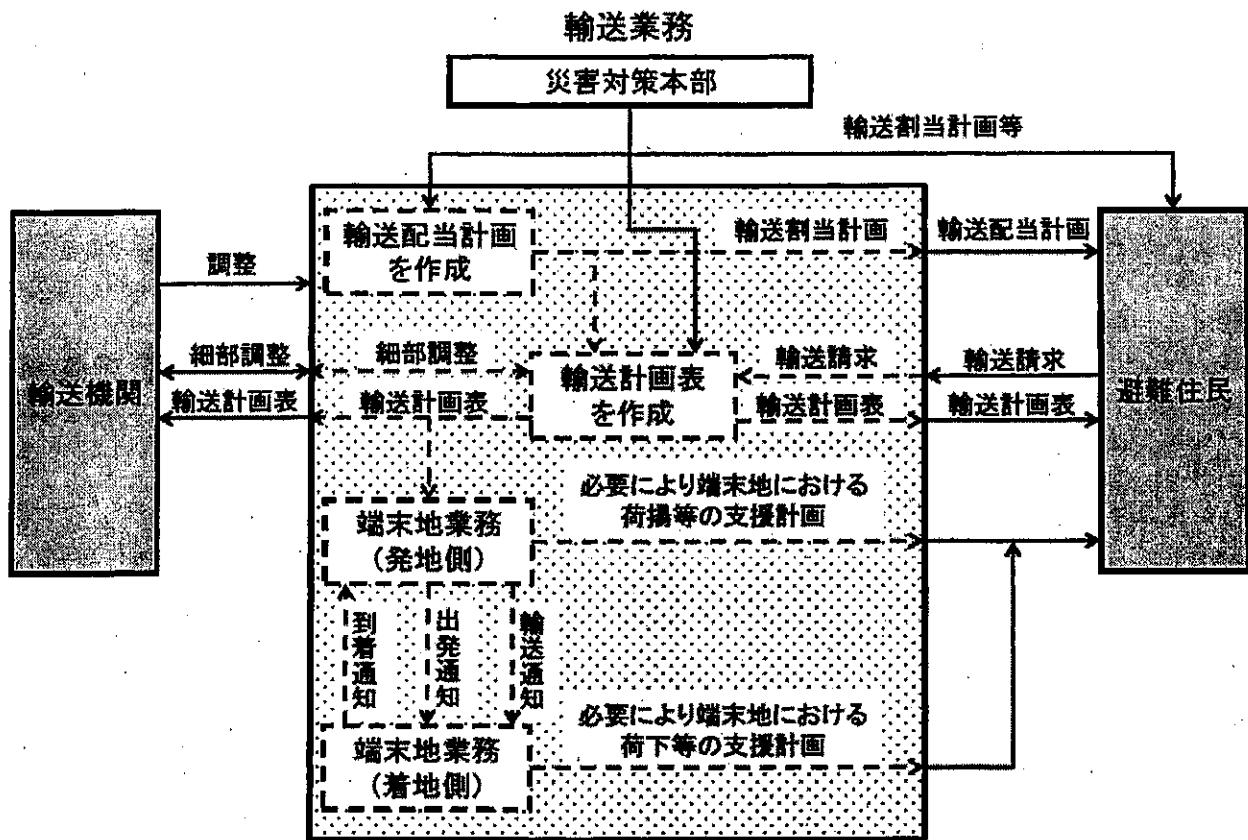
作成に当たっては、要配慮者等への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。

避難指示が発出された場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し使用する。

ク 輸送の実施

(ア) 輸送業務

県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。



(イ) 広域交通管理体制の確保

a 交通規制の実施

警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導等を行う。

警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。

b 交通路の確保

県は、主要な橋梁、トンネル等危険箇所を把握し、啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。

各道路管理者は、工事箇所の仮復旧を行い、交通を開放する。

c 給水、救護施設等の場等の確保

県は、避難経路に、給水、給油、救護、トイレを確保する。

ケ 要配慮者等の輸送

(ア) 輸送の実施

県は、県があらかじめ定める要配慮者等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする者の輸送を一元的に行う。

(イ) 輸送の手続

県は、市町村の状況に基づき、要配慮者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。

市町村は、輸送対象者を要配慮者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、要配慮者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

(ウ) 輸送の方法

輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な輸送を行う。

コ 別紙5「輸送計画」

(3) 医療の提供

ア 被ばく医療体制

県(福祉保健部)は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。

医療救護対策本部は、オフサイトセンター(医療班)と調整し、被ばく医療機関と連携して、緊急被ばく医療、必要な防護対策(スクリーニング、安定ヨウ素剤の投与)等を行う。

イ 治療、搬送

(ア) 緊急被ばく医療活動

a 避難所等における対応

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。

b 初期被ばく医療機関における対応

汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して一般の救急医療の対象となる傷病への対応を行う。

c 二次被ばく医療機関における対応

初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。

d 三次被ばく医療機関への搬送

県は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療が必要な患者について、三次被ばく医療機関と受入を調整する。

県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。

(イ) 医療機関への搬送

被ばく患者の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、搬送者の基本情報及び汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。

ウ スクリーニング

県は、UPZ外の主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、避難住民のスクリーニングを行い、避難住民を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて簡易な除染を行う。

また、主要経路沿い等でスクリーニングを実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。

国のスクリーニングの検討を踏まえて実施方法等をさらに検討する。

エ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため、県は、国、市町村等と連携し、一時集結所等において、別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。

なお、県は安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

オ 避難所の衛生管理

(ア) 県(福祉保健部・各福祉保健局)は、市町村と連携し避難所における避難住民の巡回指導体制を確立し、感染症の予防やまん延防止、その他疾病の予防に努める。

(イ) 県(生活環境部・各生活環境局)は、食品衛生監視員による食品衛生に関する指導を行い、食中毒などの事故発生を予防する。また、必要に応じて社団法人鳥取県食品衛生協会と連携して指導・相談業務にあたる。

カ 医療の確保

(ア) 県は、医療救護対策本部を設置し、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施する。

(イ) 国の緊急被ばく医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及び県外の医療救護班の応援を受ける。

キ 健康管理

避難住民の健康を良好に維持するため、体調管理、メンタルヘルスケア等を継続的に実施する。

ク 別紙6 「緊急被ばく医療計画」

(4) 避難所

ア 避難施設の指定

(ア) 避難所

県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。

(イ) コンクリート屋内退避施設

米子市及び境港市は、コンクリート屋内退避施設の整備（指定）を行う。

県は、早期の避難が困難な住民等が一時的に退避できる施設の整備を支援する。

(ウ) 放射線防護対策施設

放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設への転院等を判断するものとする。

イ 避難施設の開設運営

(ア) 開設

避難先地域の市町村は、あらかじめ定めた計画、又は災害対策基本法に基づく要避難地域市町村あるいは、知事との協議により、避難所を開設運営する。

避難先地域の避難施設のうち、県有施設の避難所については、県が開設運営する。

(イ) 運営

要避難地域の市町村職員は、避難先地域の市町村および県が開設運営する避難所の運営に協力する。

避難所の運営は、当初、避難先地域の職員等で行い、その後、速やかに自治会等の支援団体の運営及び避難住民の自主運営に移行する。

避難所の食事は、当初、弁当等の加工食品を主体とするが、その後、県の計画に基づき温食に移行する。

(ウ) 衛生管理

避難所の開設者は、避難所の衛生管理を行う。県は、避難者の衛生管理の指導、支援を行う。

(エ) 健康管理

避難所の開設者は、必要に応じて、避難所に救護所を開設する。

(オ) ペットの避難

避難所の開設者は、避難所にペット収容のためのスペースを確保する。

ペット収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うこととする。

県は、ペットの健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。

(カ) 別紙7 「広域避難所運営計画」

ウ 福祉避難所の設置

避難先市町村は、要配慮者等の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。

(5) 仮設住宅等

ア 方針

県及び要避難地城市町村は、避難所の早期解消を図るため、避難住民の仮設住宅等への入居開始は、避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内とする。

イ 仮設住宅

要避難地城市町村は、県および避難先地城市町村と連携し、速やかに建設用地を確保し、早期に仮設住宅の建設を着工する。

ウ 恒久住宅

避難所と仮設住宅の早期解消を図ることを目的とする。  
県及び市町村は、賃貸住宅、公営住宅等を確保する。  
必要に応じて住宅取得制度を整備する。

(6) 応援、受援

ア 職員の派遣とあっせん

(7) 職員の動員

県は、動員計画に基づき、必要な災害対策要員を動員する。  
この際、業務の継続性のため、ローテーションに考慮する。

(イ) 職員の派遣（自治法 252 の 17）

a 市町村への職員の派遣（自治法 252 の 17）

市町村等からの派遣要請により、必要な職員を派遣

b 指定行政機関等への職員の派遣要請（自治法 252 の 17）

専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請

c 派遣者の宿舎等を確保

(ウ) 関係機関との相互派遣協定等の整備

(エ) 職員の安全の確保（放射線防護）

(オ) 職員の安否確認

(カ) 職員の健康管理

イ 応援要請等

(7) 方針

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請する。

(イ) 専門家の派遣要請等

a 鳥取県原子力防災専門家会議委員を招集する。

b 技術的助言を得るため、専門家の派遣を国に要請する。

c 事態を把握するため、専門的職員を国に要請する。

(ウ) 自衛隊（災害派遣等）

a 派遣の要請

知事は、防護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、自衛隊の部隊等の長に対し、災害派遣を要請する。

b 活動内容

緊急時モニタリング支援、被害状況の把握（被害収集活動）、避難の支援、行方不明者等の捜索救助、消防活動（消防機関に協力）、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他

(エ) 境海上保安部

島根原子力発電所周辺の海域において、活動を行う。

航行制限・航泊禁止、海上におけるモニタリング支援、海上における救助・救急活動、緊急輸送のための海上運航確保・緊急輸送支援活動、放射性物質等の事業所外海上運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策、船舶への事項情報の連絡・緊急通報等・船舶の航行制限、海上パトロールによる治安確保

(オ) 他の都道府県への応援要求

a 他の都道府県知事への応援要求

知事は、必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対して応援を求める。

防護措置は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事は、他の都道府県と応援協定等を結び、日頃から連携する。

知事は、独自では充分な応急措置が実施できない場合は、近隣県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは充分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求める。

b 他の都道府県との連絡調整

知事は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事に対する要請準備と事前連絡を行う。

また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行う。

(カ) 指定（地方）公共機関への要請

a 措置要請

県は、防護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に対し必要な要請を行う。

b 応援

知事は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る防護措置を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、応援する。

c 応援の求め

知事は、防護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国の防護措置の実施に関し、必要な人的、物的な要請を行う。

ウ 市町村への応援

知事は、市町村長等から人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行う。

また、知事は、境港市長から市役所機能の移転について要請があった場合には、鳥取県庁講堂で受け入れを行うとともに市役所の行政機能等の継続に必要な支援を行う。なお、避難が長期にわたる場合は、恒久的な仮設移転先を確保する。

エ 応援協定の整備

知事は、防護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保する。

オ 支援の受入れ

鳥取県社会福祉協議会、日本赤十字社等ボランティア受入機関と連携しながら、ボランティア、N P O等の支援を受け入れる。

カ 別紙8 「動員計画」

(7) 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

(8) 安否確認

避難等の措置を実施する市町村長は、避難先市町村及び県の協力を得て、避難住民の安否確認と安否情報の提供を行う。

(9) 警備

警察は、関係機関と連携し、警備を行う。

住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警備、社会秩序の維持、避難所の警備、緊急交通路の確保等を行う。

(10) 広報・情報伝達

ア 方針

県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じた情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。

イ 情報伝達・広報の役割分担

O F C	・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。 ・O F C所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。
市町村	・緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。 ・O F C所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。

ウ 住民への情報提供

県は、オフサイトセンターで情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を探提供する。

広報・報道担当者を明確にし、対外的に情報の一元的窓口を設置する。

関係機関と役割分担を行い、重層的かつ漏れのない広報を実施する。

屋内退避や避難の指示など重要なものについては確実に伝達できる体制や機器を整備する。

エ 広報体制の整備

(7) 情報の収集

県は、国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、県各部局と情報共有する。

(4) 情報の発信

災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。

県は、原子力災害の影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、避難時における住民等の心理的動搖や混乱を防ぎ、円滑な避難行動に繋げるため、住民等に対して災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する広報を行う。

(4) 広報手段

ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリピーメール、ツイッター等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。

避難所にいる避難住民への広報（情報提供）は、広域避難所の管理者による広報も行う。

(5) 複合災害における強靭な情報伝達体制の確保

・広報対象に応じた広報手段の採用

・情報伝達手段の複層化

・平素の情報伝達手段の活用

オ 別紙9「広報・情報伝達計画」

(11) 問い合わせ窓口の開設

ア 方針

県は、災害対策本部にワンストップの問い合わせ窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。

イ 実施要領

- ・専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。
- ・あらかじめ相談内容に対するQ & A集を準備するとともに、日々の相談内容を分析し、Q & A集を充実させる。
- ・技術的事項の解説等については、専門家で対応できるよう、転送先の確保とその機能を整備する。
- ・臨時電話の増設と専用ダイアルを開設する。

ウ 相談窓口の種類

- (ア) 総合相談
- (イ) 住宅全般
- (ウ) 放射線
- (エ) 原子力損害賠償等
- (オ) 住宅
- (カ) 生活資金
- (キ) 農林水産業
- (ク) 経営・労働
- (ケ) 学校、教育
- (コ) 医療
- (サ) 健康や育児・母乳
- (シ) ボランティア
- (ス) 行方不明者
- (セ) 安否情報の問い合わせ

(12) 損害賠償

県は、関係機関と連携し、損害賠償の迅速な実施に対する要望、原子力損害賠償等に関する相談窓口を設置等、被災者が行う損害賠償を間接的に支援する。

(13) 会計等

ア 会計

- (ア) 防護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行う。
- (イ) 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討する。

イ 公的徴収金の減免措置

(ア) 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(イ) その他必要な措置

- a 鳥取県行政財産使用料条例第3条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第12条関係
- b 鳥取県公有財産事務取扱規則第14条及び普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準第8条関係

(ウ) 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

ウ 義援金、義援物資の受入れ

エ 物価の監視

(14) 安全管理

ア 防災業務関係者の安全管理

県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに県職員の被ばく管理を適切に行う。

イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理

県は、運送事業者は対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮するものとする。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1ミリシーベルト(実効線量)を越えないよう管理するものとする。

## 5 避難実施体制

### (1) 危機管理体制

#### ア 災害警戒本部

島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及び緊急時モニタリングセンター（県EMC）を設置する。

#### イ 災害対策本部の設置等

(ア) 県は、施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、知事を本部長とする災害対策本部を県庁災害対策本部室（第二庁舎3階）に設置する。

#### (イ) 災害対策本部の下部組織の設置

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力安全対策班を設置する。

緊急時モニタリングセンター（県EMC）を災害対策本部の下部組織に移管する。

医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。

#### (ウ) 現地災害対策本部

災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。

#### (エ) 原子力災害合同対策協議会

OFCに原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

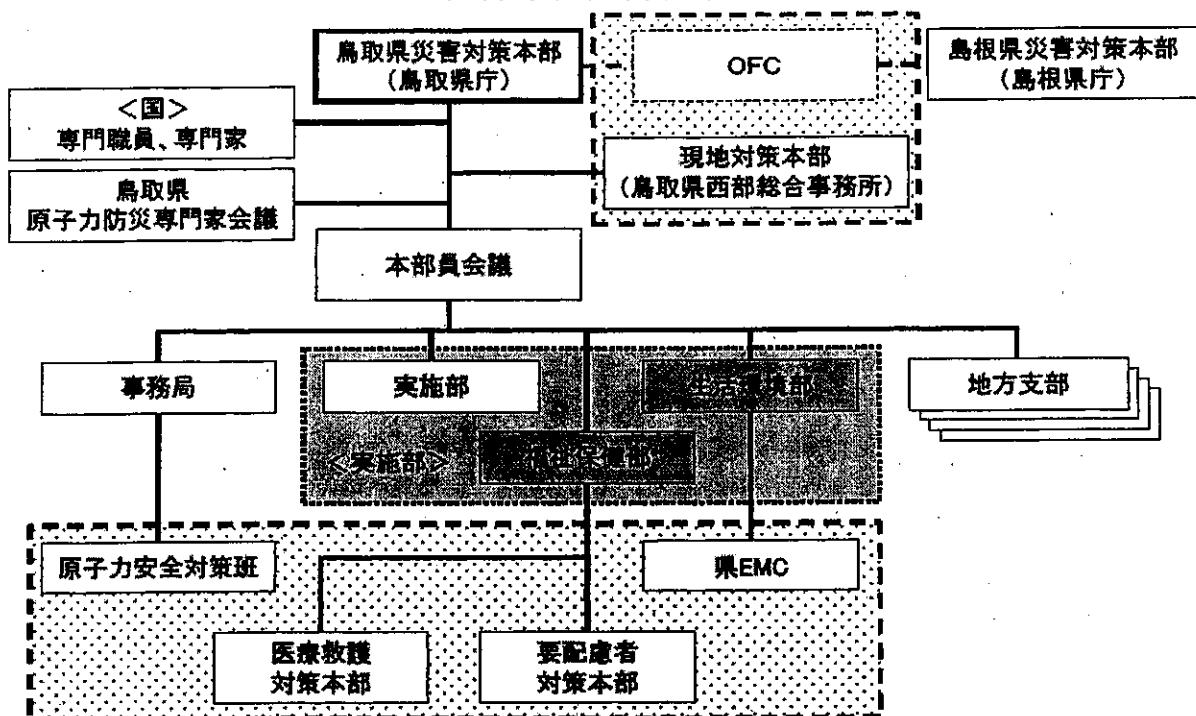
#### (オ) 災害対策本部地方支部

災害対策本部が設置された場合、西部総合事務所を除く総合事務所に地方支部を設置する。

各地方支部は、当該管轄における防護措置と避難住民の支援を行う。

(カ) 災害対策本部の編成

災害対策本部編成表



ウ 国の原子力災害対策本部等との連携

県は、事故の応急対策の情報の共有、防災対策についての意思決定等を行うため、OFCに設置された国の原子力災害現地対策本部及び島根県等の関係機関と原子力合同対策協議会を通じて連携し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を実施する。

エ 島根原子力発電所への立入調査（現地確認）

警戒事態発生の通報等があった場合、島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入調査（現地確認）のための職員を派遣する。

まず、鳥取県西部総合事務所より職員を派遣し、同時に本庁（原子力安全対策課）から要員を派遣する。

オ OFCへの要員派遣

(ア) 方針

警戒事態が発生した場合、OFCに運営要員を派遣する。また、県の災害対策本部の設置にあわせて、統轄監をOFCに派遣する。

(イ) 統轄監

統轄監は、原子力合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参加機関との防災対策の協議および総合調整を行う。また、OFC内に鳥取県ブースを設置する。

このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任する。

統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。

統轄監が、OFCに到着するまでの間は、立ち上げ要員として西部総合事務所から連絡要員を派遣する。

(ウ) OFC運営要員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC運営要員を派遣する。

(エ) 県連絡員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。

カ 島根県庁へ連絡員の派遣

警戒事態発生の通報等があり、島根原子力発電所に立入調査（現地確認）のための職員を派遣する場合、島根県と調整し、島根県庁に連絡員を派遣する。

## (2) 通信システム

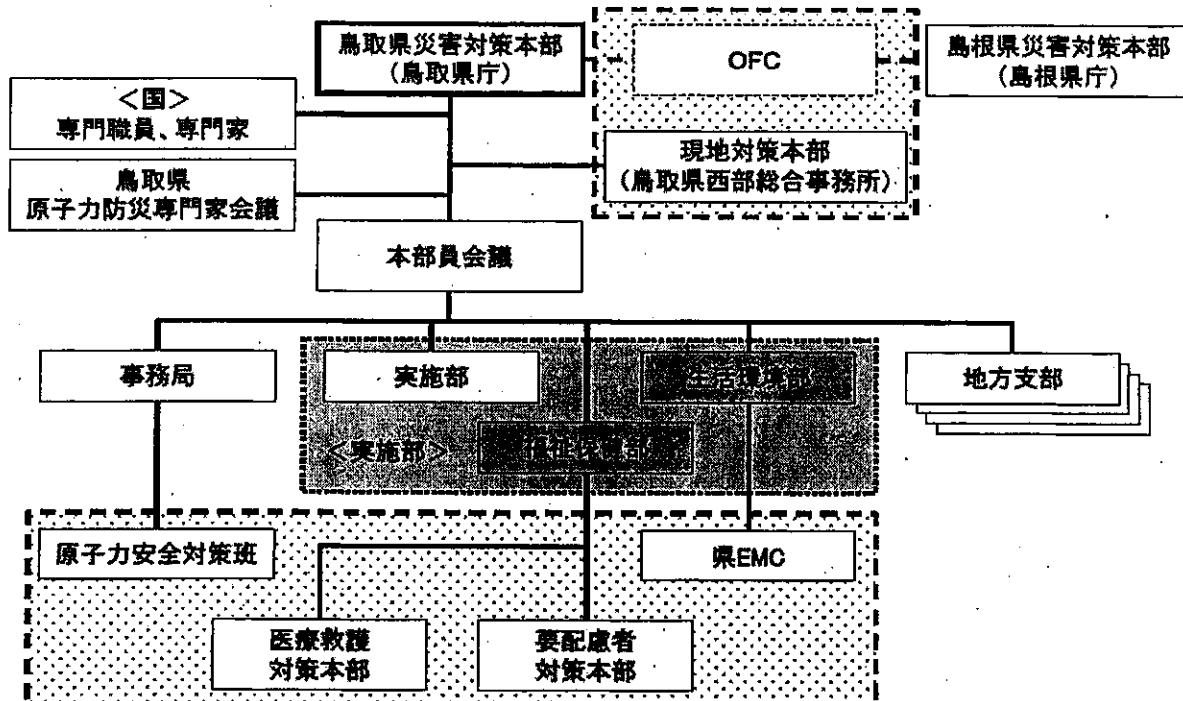
### ア 方針

確実な連絡体制及び避難指示等の緊急情報の住民への速報性を確保するため、各種手段により、関係機関等との情報通信ネットワークを構築する。

### イ 通信連絡系統図

#### (7) 島根原子力発電所通信連絡網図

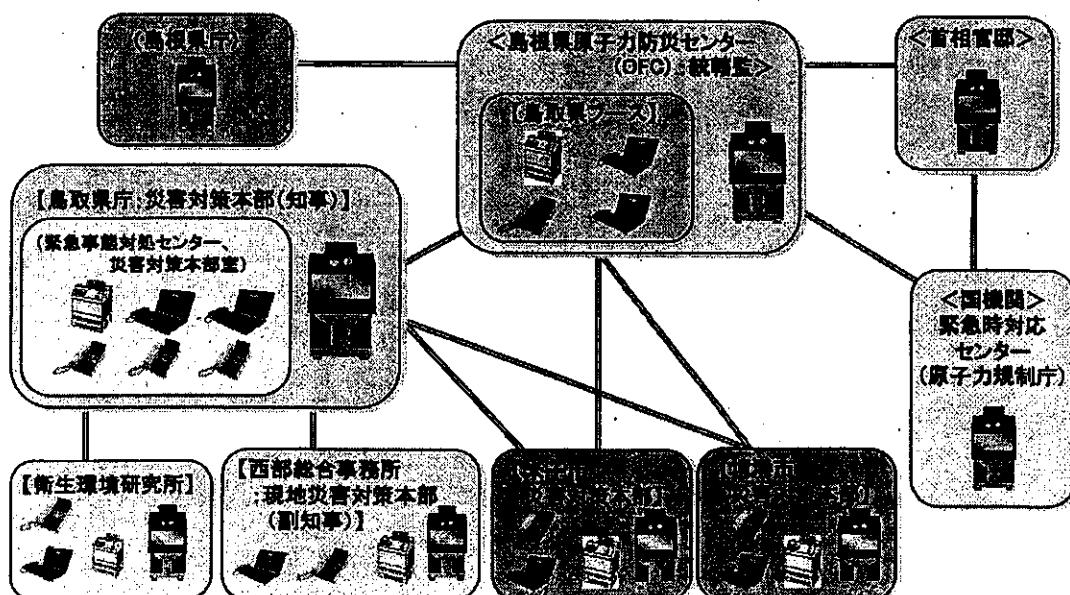
**災害対策本部編成表**



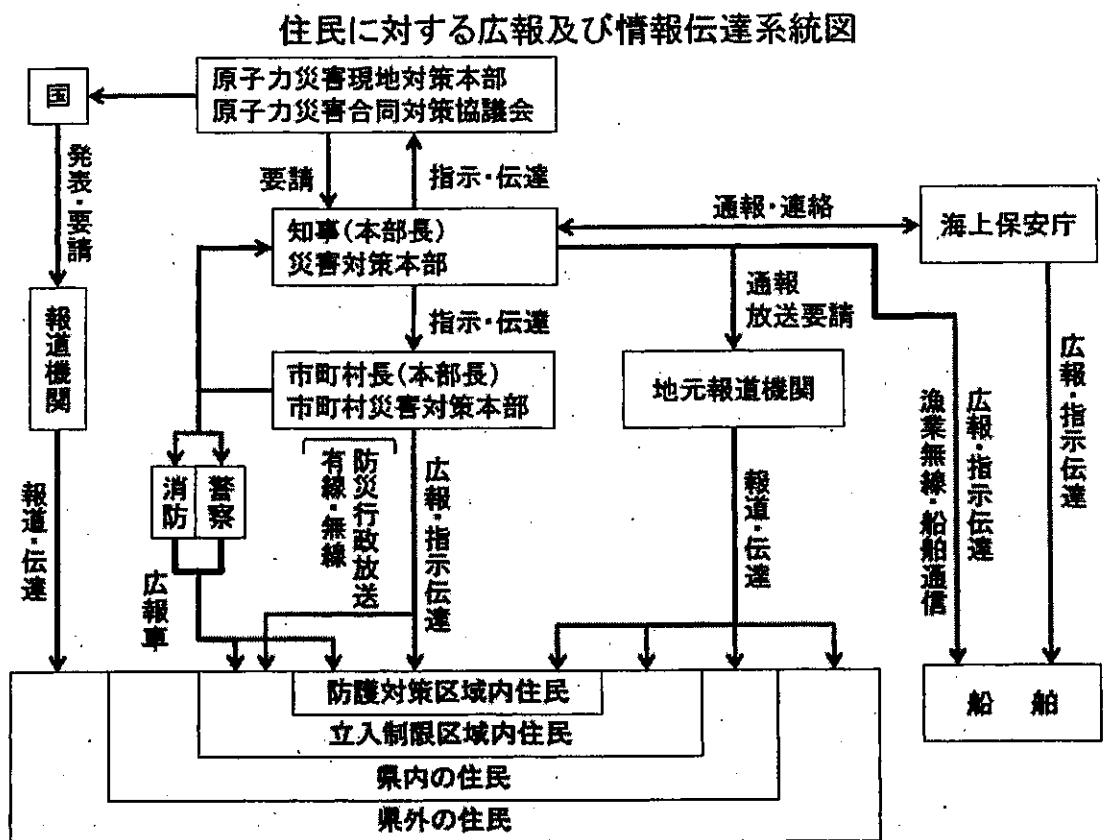
### (1) 原子力防災ネットワーク図

**原子力防災ネットワーク図**

- テレビ会議システムによる対策協議
- 電話、ファクシミリ通信（連絡員からモバイルPC、衛星電話等での連絡調整）
- 情報共有用PC等によるOFCや各災害対策本部の活動状況などを情報共有等



(ウ) 住民に対する情報伝達系統図



ウ 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括する。

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに通信連絡態勢を確保し、本計画に沿って情報を伝達する。

県とOFCとの間においては、原子力防災ネットワークシステム、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行う。

県は、他の各部局及び各総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行う。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行う。

エ 通信組織の構成、維持、運営

一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
原子力防災ネットワーク 原子力規制委員会	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に応急対策を行えるようにするために、高速・大容量の通信回線を利用	国
固定型衛星通信システム 原子力規制委員会	オフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段 専用の衛星通信回線を利用して、電話・FAX並びにTV会議による通信	原子力防災ネットワークのバックアップ回線

防災行政無線 鳥取県	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星回線を使用	内閣府が維持、運営
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信	(財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成 各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている
非常通信 各加盟機関	中央非常通信協議会及び地方協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信	非常通信非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

#### オ 非常通信

##### (ア) 方針

県は、通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用する。

##### (イ) 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用

##### (ウ) その他の通信設備の利用

###### a 緊急を要する場合

警察事務設備、消防事務設備、水防事務設備、航空保安事務設備、海上保安部事務設備、気象業務設備、鉄道事業設備、軌道事業設備、電気事業設備、鉱業設備、放送要請  
(その他、自衛隊に協力を要請する。)

b 放送要請

住民へ情報を速達させるため、放送協定に基づき、放送事業者に対して放送要請を行う。

(イ) 移動通信機器等の借受

a 県は、必要に応じ「移動通信機器」及び「移動電源車」の借受申請を中国総合通信局に  
対して行い、貸与を受ける。

b 機器の種類

・移動無線機（簡易無線機等）